

「障がい者雇用開拓事業」委託事業候補者選定にかかる評価表

評価者 ()

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点 | コメント(必要に応じて記入ください) | |
|---------------|---|------|-----|--------------------|----|
| | | | | コメント(必要に応じて記入ください) | 採点 |
| ① 事業に関する考え方 | 事業を効果的かつ円滑に実施するために有用な実績やノウハウを有しているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| | 障がい者雇用の実態を分析し、事業目的や課題を的確に捉えているか、また事業目標における指標や数値の設定は適当か | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| ② コンサルティング | 障がいのある人を雇用していない企業に対する効果的なコンサルティング方法が示されているか | 10 | | 0・2・4・6・8・10 | |
| ③ 短時間求人開拓 | 重度身体障がい、重度知的障がい及び精神障がいのある人のための短時間求人の効果的な開拓方法が示されているか | 10 | | 0・2・4・6・8・10 | |
| ④ 求職者の募集、支援 | 一般就労を希望する障がいのある人を広く募集するために、効果的な方法が示されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| | カウンセリングは、ニーズや障がい特性などを把握し、職業評価、的確な助言や指導を行う内容になっているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| | 職業評価のための情報や就職準備性が不足している求職者に対して、マッチングに向けた具体的、効果的な対策が示されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| ⑤ 企業への啓発、情報提供 | 障がい者雇用制度の周知、障がい者雇用への関心や意欲の増進のための情報提供やセミナー等の内容、方法が示されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| ⑥ 職業紹介 | 求職者や企業の状況や意向に応じた適切なマッチング方法が示されているか | 10 | | 0・2・4・6・8・10 | |
| | 相談会について、一般就労を希望する障がいのある人と企業の相互理解を深め、雇用の拡大につながるよう工夫されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| | 就職から定着までの支援について、計画的かつ効果的に実施する方法が示されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| ⑦ 県民に向けた情報提供 | 一般就労を希望する障がいのある人(保護者、支援者、学校等含む)に対し、就職活動や就職に有用な情報を提供する計画が示されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| ⑧ 事業実施体制 | 事業を円滑かつ適切に行うための人員配置、人材(経験、資格等)、指揮監督・管理体制が確保されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| | 地域の関係機関の連携方法が具体的に示されているか | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| ⑨ 障がい特性に応じた対応 | 事業全体における、各障がい特性に応じた具体的な支援策が示されているか | 10 | | 0・2・4・6・8・10 | |
| ⑩ 費用の積算 | 費用の積算、配分は妥当かつ効率的か | 5 | | 0・1・2・3・4・5 | |
| | | | 100 | 計 | 点 |

| 5段階評価 | 配点が10点の項目 | 配点が5点の項目 |
|-------|-----------|----------|
| 特に良い | 10点 | 5点 |
| 良い | 8点 | 4点 |
| 普通 | 6点 | 3点 |
| 若干不足 | 4点 | 2点 |
| 不足 | 2点 | 1点 |